

本案件は 2021 年 7 月 14 日に公示しましたが応募がなかったため再公示します
(調達管理番号更新済み)

公 示 日 : 2021 年 11 月 10 日

調達管理番号 : 21a00905

国 名 : タイ

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

調 達 件 名 : 【再公示】タイ国人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト (人身取引対策)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 人身取引対策
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 1 月上旬から 2022 年 11 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 6.17 人月、国内 2.15 人月、合計 8.32 人月
- (3) 業務日数 :

国内準備期間 4 日、国内調査期間 25 日、国内調査整理および現地調査準備期間 4 日、第一次現地調査期間(カンボジア) 30 日、第二次現地調査期間(タイ) 30 日、調査整理期間(タイ) 5 日、現地業務期間(タイ) 120 日、整理期間 10 日
本業務においては計 2 回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、11. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 12 月 1 日 (金) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2021年12月14日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目および配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- （計 100 点）

| | |
|-----------|---|
| 類似業務経験の分野 | ジェンダーまたは人身取引対策に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | タイを含むメコン地域 4 カ国（カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム） ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

経済や情報の急速なグローバル化に伴い人々の移動が活発化する中で、人身取引はメコン地域（タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムおよび中国南部）における各国共通の深刻な問題となっている。メコン地域における人身取引に係る人の流れには、域内の移動および域外への移動がある。域内の移動に関して、タイでは経済発展や少子高齢化に伴い、建設業、水産業、水産加工業、

性産業を含め安価な労働力への膨大な需要があり、これらを背景として、域内の人身取引被害者（Victims of Trafficking : VOT）の主な受入国となっている。さらにタイは、タイおよび域内各国から中東、欧州、日本を含めた東アジア等域外への VOT の送出国・経由国ともなっている。

このようにメコン地域における VOT の受入国・送出国・経由国となっているタイでは、1980 年代より人身取引対策を進めてきた。タイ国内においては、人身取引予防や抑制のための国家戦略・計画の策定、政府機関間および官民の間の覚書の締結、中央政府と地方政府との覚書の締結、人身取引対策法の制定等を通じた取組を進めている。域内においては、2004 年に形成されたメコン地域 6 か国による域内協力枠組みである「人身取引対策メコン地域閣僚イニシアティブ」（Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking : COMMIT）の多国間覚書に署名するとともに、中国を除く COMMIT 参加各国¹との二国間覚書も締結し、積極的な対応を行っている。また、2014 年、タイ政府は Zero Tolerance for Human Trafficking 政策を打ち出し、人身取引問題を国家最重要課題として位置付け、人身取引撲滅に向けた取組を強化している。

このように国をあげて人身取引対策を進めているタイ政府の取組を後押しするため、JICA は、社会開発人間安全保障省（Ministry of Social Development and Human Security : MSDHS）を実施機関とする「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」（2009－2014 年）および「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」（2015－2019 年）の 2 件の技術協力プロジェクトを実施し、特に人身取引対策の保護・社会復帰分野における協力を行った。これら 2 件の技術協力プロジェクトでは、タイ国内の関係者の対応能力強化のみならず、タイおよびその周辺国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）の実務レベル関係者間の VOT 保護や帰国／帰還支援に係る知識・経験の共有やネットワーク構築を促進した。具体的には、年に一度、バンコクでメコン地域ワークショップ（Mekong Regional Workshop : MRW）を開催し、タイを含めた 5 か国および日本からの実務レベルの関係者が一堂に会する機会を提供した。

国境を越えた課題である人身取引対策のためには、各国が自国内のみならず、域内諸国と連携した取組を行うことが重要であり、そのための定期的・継続的なネットワークの場が必要である。そして、周辺国と比較して人身取引対策が進んでいるタイは、COMMIT の枠組み等を活用した周辺国への協力に意欲を示しているが、他国を支援するための十分な経験を有しておらず、支援方法を模索している状況にある。このような背景を踏まえ、2021 年 9 月から 3 年間の予定で、MRW 開催を通じた MRW 参加者の対応能力や域内諸国のネットワークの更な

¹ 2003～2009年の間にタイ政府とカンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー各国政府の間で人身取引被害者の保護と送還に関する協力に関する二国間協定（MOU）が順次締結された。

る強化を目指して「人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）（2021年～2024年予定）を実施する。

本プロジェクトに長期専門家の派遣はなく、本コンサルタントは、タイおよび周辺国における人身取引にかかる調査を含めた、MRW開催に関する業務を行うことが期待されている。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、技術協力の仕組みや手続きを十分把握の上、JICA ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室（以下「ジェンダー平等・貧困削減推進室」という。）、JICA タイ事務所および社会開発人間安全保障省人身取引対策部（Division of Anti-Trafficking in Persons (DATIP)、以下「実施機関」という。）と協議・調整しつつ、次にあげる具体的な担当事項を実施する。なお、タイおよび周辺国における人身取引対策にかかる調査業務に関しては、海外への渡航に制約がある現状を踏まえ、オンラインでの国内調査（タイを含むメコン地域4カ国：カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム）と、現地調査（タイおよびカンボジア²）の、2段階で調査を行う計画とする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1） 国内準備期間（2022年1月上旬）

- ① ジェンダー平等・貧困削減推進室との打ち合わせに出席し、本案件の実施方針、内容およびスケジュールを確認する。
- ② 関連資料のレビューを通じ、タイを含むメコン地域4カ国における人身取引対策にかかる調査の背景、目的、方針を踏まえた国内調査実施計画（文献リストやオンラインでのインタビュー調査対象リスト含む。和文および英文）を提出し、ジェンダー平等・貧困削減推進室の了承を得る。
- ③ ①を踏まえ、②も含めた業務実施計画書（和文および英文）を提出し、ジェンダー平等・貧困削減推進室に了承を得る。

（2） 国内調査期間（2022年1月中旬～2月中旬）

- ① 上記（1）②国内調査実施計画および③の業務実施計画をプロジェクト

² カンボジアは、首都プノンペンを中心に急速な経済成長をしている一方、タイを含む国外への出稼ぎの需要も依然として多く、タイを受入国や経由国とする人身取引上の課題も大きい。そのため、JICAが2012年より実施する課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」には毎年継続的に参加をしているという実績等もある。またカンボジアは、タイとの二国間協力において、人身取引被害者のためのシェルターの建設や社会福祉関係者の能力強化も予定しており、本プロジェクトとの協力が期待され、今後JICAから支援可能性も想定される。

関係者（ジェンダー平等・貧困削減推進室、JICA タイ事務所および実施機関）に説明する。

- ② 上記（１）②で合意された調査実施計画に基づいて、国内調査を実施する。国内調査においては、特に以下の項目に係る情報を収集・分析・整理する。なお情報収集については、JICA の過去の情報収集調査および案件報告書等の情報も参考にしつつアップデートおよび追加すること。また情報の整理の枠組みとして、政策、予防、保護・社会復帰、加害者処罰の４側面を活用する。

ア) メコン地域における人身取引対策に関する地域政策や戦略

イ) タイを含むメコン地域４カ国における、人身取引被害の実態と課題（新型コロナウイルス影響下における固有の状況と課題も含む）

ウ) イ) の各国における、人身取引課題への対応に関する法律や政策の整備状況

エ) イ) の各国における、人身取引課題への対応に向けた政府の実施体制、取組の現状、課題とその要因、ニーズ（関係省庁および地方自治体等の実施体制、機能、権限、予算等、また、特に DX 活用等による革新的な取組や好事例、新型コロナウイルス影響下における政府の取組の現状や課題など、新たな情報を含む）

オ) イ) の各国における、他ドナーや国連機関、女性団体、NGO 等による人身取引課題への支援状況（特に、革新的な取組や好事例、新型コロナウイルス影響下における取組の現状や課題の把握など、新たな情報の収集を含む）

カ) JICA のこれまでの人身取引対策への取組³のレビュー（アプローチの妥当性、主な成果と教訓、残された課題などを抽出し総合的分析を行う）。

- ③ ②で収集した情報や分析結果を踏まえ、今後３年間の MRW のテーマや内容を検討する。
- ④ 国内調査で収集した情報と分析結果を、ジェンダー平等・貧困削減推進室に提出する。

（３） 国内調査整理および現地調査準備期間（2022年2月下旬）

- ① 国内調査結果の取りまとめをもとに、プロジェクト関係者への報告を行う。
- ② 国内調査の結果およびプロジェクト関係者およびカンボジア事務所との協議の結果を踏まえ、現地調査実施計画（和文および英文）を提出し、

³ これまでのJICAの協力レビューに限り、ミャンマーを含む5カ国とする。

プロジェクト関係者の了承を得る。また、対処方針会議に参加する。

- (4) 第一次現地調査期間（2022年3月上旬～3月下旬：カンボジア）
- ① JICA カンボジア事務所と調査方針および調査日程の確認を行う。
 - ② (3) ②で了承を得た現地調査実施計画に基づき、関連文献・資料の収集や現地関係者へのインタビューを行い、国内調査では得られなかったデータおよび情報を収集・分析する。
 - ③ 現地調査で収集した情報と分析結果をジェンダー平等・貧困削減推進室に提出する。
 - ④ 現地調査結果の取りまとめを行い、JICA カンボジア事務所に現地調査結果を報告する。
- (5) 第二次現地調査期間（4月中旬～5月上旬：タイ）
- ① JICA タイ事務所と調査方針および調査日程の確認を行う。
 - ② (3) ②で了承を得た現地調査実施計画に基づき、関連文献・資料の収集や現地関係者へのインタビューを行い、国内調査では得られなかったデータおよび情報を収集・分析する。
 - ③ 現地調査で収集した情報と分析結果をジェンダー平等・貧困削減推進室に提出する。
 - ④ 現地調査結果の取りまとめを行い、JICA タイ事務所およびタイ側実施機関に現地調査結果を報告する。
- (6) 調査整理期間（2022年5月中旬：タイ）
- ① 国内調査および現地調査の情報を整理し、インテリム・レポート案（和文および英文、両言語とも簡易製本）をとりまとめ、ジェンダー平等・貧困削減推進室に提出する。インテリム・レポート案の構成については事前にプロジェクト関係者に確認のこと。
 - ② インテリム・レポート案をもとに、プロジェクト関係者への報告を行う。
 - ③ プロジェクト関係者からのコメントを踏まえ、インテリム・レポートを完成させる。
 - ④ 国内調査結果および現地調査で収集した情報と分析結果および(2) ②で提出した案に基づき、3年間のMRWのテーマや内容について再検討し、ジェンダー平等・貧困削減推進室に提出する。
 - ⑤ 国内調査結果および現地調査で収集した情報と分析結果を踏まえ、今後のJICAによる調査対象国（タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム）およびタイを中心としたメコン地域における人身取引対策の協力の方向性や

具体的な支援案について検討する。協力の方向性や具体的な支援案に関しては、JICA 事業の特性や経験、比較優位性や、国内・周辺国で活用可能なリソース（国際機関や NGO、民間等）との有機的な連携も考慮し、人身取引被害の予防、VOT の保護や自立・社会復帰に向けた新規案件を念頭に、支援の方向性や目的、概要、想定するカウンターパート、協力コンポーネント案等も含めて検討する。

(7) 現地業務期間（2022 年 5 月下旬～9 月中旬：タイ）

- ① MRW 開催に関する現地業務について、(1) ③で提出した業務実施計画をこれまでの調査結果に基づき、プロジェクト関係者と協議を行い、必要な見直しを行う。
- ② プロジェクト関係者と、本プロジェクトの具体的な活動プロセスを確認し、活動計画（Plan of Operation: PO）にサブアクティビティとして反映させる。
- ③ プロジェクト関係者によるこれまでの議論を確認し、モニタリングフォーマットを含め、MRW 開催後の定期モニタリング方法について検討し、プロジェクト関係者に提案する。
- ④ JICA タイ事務所および実施機関を支援し、MRW の募集要項（General Information : GI）を提出する。
- ⑤ 実施機関を支援し、2022 年 2 月に開催を予定している第 1 回 MRW の開催に向けた、テクニカルワーキンググループ会議を開催し、JICA タイ事務所および実施機関とともに MRW 開催準備を進める。また関係者と相談の上、(7) ④の GI を最終化する。
- ⑥ 第 1 回 MRW において、調査結果の概要を参加者に共有する。
- ⑦ 第 1 回 MRW の参加者アンケートを基に、プロジェクト関係者に対して、PDM 成果 2 の指標（2.1 および 2.2）の数値を提案する。
- ⑧ MRW 開催にかかる業務をもとに、タイ事務所および実施機関との協議を踏まえ、準備から開催までの手順や役割分担、留意事項等を取りまとめた MRW 開催マニュアル（英文）ドラフトを作成する。
- ⑨ MRW 開催マニュアル（英文）について、プロジェクト関係者からのフィードバックを得て、修正のうえ、完成させる。

(8) 整理期間（2022 年 10 月上旬～10 月中旬）

- ① (6) の業務の取りまとめを行い、調査を含めた一連の業務も踏まえて、業務完了報告書案（和文）をジェンダー平等・貧困削減推進室に提出する。

- ② プロジェクト関係者に対して、本案件全体の報告を行う。
- ③ 業務完了報告書案（和文）につき、ジェンダー平等・貧困削減推進室に内容確認を行い、コメントに対応し、業務完了報告書（和文）を完成させる。
- ④ 業務完了報告書（和文）の内容に従い、業務完了報告書案（英文）をジェンダー平等・貧困削減推進室に提出する。
- ⑤ ジェンダー平等・貧困削減推進室に業務完了報告書案（英文）の内容確認を行い、業務完了報告書（英文）を完成させる。

8. 報告書等

業務の実施過程で提出、提出する報告書等は以下のとおり。

- a. 国内調査実施計画：和文および英文（電子データ）
- b. 業務実施計画書：和文および英文（電子データ）
- c. 現地調査実施計画：和文および英文（電子データ）
- d. インテリム・レポート（和文および英文、両言語とも簡易製本。電子データ）
- e. 面談記録：電子データ。オンラインおよび現地調査での面談毎に面談記録を作成し、ジェンダー平等・貧困削減推進室に提出する。
- f. MRW 開催マニュアル：英文（電子データ）
- g. 活動計画（Plan of Operation: PO）修正案：電子データ
- h. 業務完了報告書：

2022年10月20日までに提出。

和文および英文各3部（簡易製本）、電子データ（CD-R）2枚。

※報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

9. 業務の実施方針・留意事項

（1）MRW

MRWは、タイおよびメコン地域各国の人身取引対策関係者を招き、参加者間のネットワーク強化や被害者保護、帰還・社会復帰の円滑化などを目的に開催されるワークショップで、タイで先行する2つの技術協力プロジェクトでも活動の一環として実施したものです。メコン地域の人身取引対策に関する共通テーマに沿って関係者から各国の取組を紹介し、課題解決に向けた今後の取組について議論を行うとともに、関係者間のネットワークづくりの機会となっています。

なお、本コンサルタントは、下記の調査およびMRW初回実施への支援業

務を実施することにより、今後3年間のプロジェクトの道筋をつけることが期待されています。2年目以降については、実施機関タイ事務所、およびローカルコンサルタントによって自律的にMRWを実施していくことを想定しています。

(2) 調査

本業務は、本プロジェクトの活動であるMRW開催に向けて、メコン地域各国の人身取引対策の現状や新型コロナウイルスの影響と対策、また各国でのDX活用などの革新的な取組事例などを収集・分析し、今後3年間のMRWのテーマ案を提示することを目的としています。現地調査は既存のプロジェクトから得られた情報がある国や調査期間の制限を踏まえ、当案件の対象国であるタイと、今後人身取引の新規案件を形成予定であり、MRWとの連携により本プロジェクトや地域への人身取引対策への相乗効果が期待できるカンボジアに絞り実施予定です。

またこれまでのメコン地域での人身取引対策への取組（JICAによる協力を含む）をレビューし、今後のJICAによるメコン地域の域内協力および各国における協力の方向性や具体的な支援案を検討することも目的として実施します。

(3) MRW支援業務

MRWの実施を支援すると同時に、今後実施機関が主体的にワークショップの準備・運営等を行えるよう手順等をまとめることを目的としています。

10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃および日当・宿泊料等

航空賃および日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒タイ／カンボジア⇒日本を標準とします。なお感染対策の状況などを鑑み、日本⇒カンボジア⇒タイ⇒日本としたい場合は、ご相談ください。

(2) コロナ対策に関する経費

PCR検査費用、隔離期間の待機費用等は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認します。

11. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地人月と国内人月の合計は2. に記載の数値の合計を上限とします。また派遣期間中2回の渡航を予定していますが、2回目の渡航では現地調査（タイおよびカンボジアの現地調査とりまとめ）およびMRW開催に関する現地業務を続けて行っていただくことを想定しています。

またタイおよびカンボジアにおいては、渡航後の隔離期間がある可能性があります。（2021年10月現在、両国とも入国後14日間の隔離期間あり）隔離期間中も出来る業務を実施いただく想定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舎手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：便宜供与あり

エ) 通訳備上：（英語⇄タイ語／クメール語の通訳）

オ) 現地日程のアレンジ：JICA タイ／カンボジア事務所によるサポートがある。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室（TEL:03-5226-3381、gpgge@jica.go.jp）にて配付します。

- 本プロジェクト案件概要表およびR/D(2021年9月7日締結)（またはPDM、PO）
- 「メコン地域人身取引対策情報収集確認調査報告書（人身取引対策におけるケース・マネージメントに関する調査）⁴」2013年8月
- タイ国「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査報告書 2016年9月
- 「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクトの広域化活動に関する調査⁵」2017年2月

⁴ メコン地域の5カ国のVOT支援や連携強化の現状を把握するために実施した調査

⁵ ラオスおよびカンボジアにおける人身取引対策の政策、実施体制、活動の内容等を把握するために実施した調査

② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- 「タイ王国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト終了時評価報告書」、2013年10月
https://openjicareport.jica.go.jp/215/215/215_122_12229514.html
- タイ王国Project Completion Report: Project on Capacity Development on Assisting Victims of Trafficking in the Greater Mekong Sub-Regional Countries (CM4TIP)、2019年3月（英語版のみ）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041968.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」および「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製および第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(2) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ／カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期および業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上